

## (4) 土地の取得価格段階別に関する調

(単位:件, 千円)

区 分	10万円未満のもの		10万円以上 13万円以下のもの		13万円を超え 20万円以下のもの		20万円を超え 150万円以下のもの	
	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格
住宅用宅地	-	-	1	102	9	1,526	2,070	2,016,365
上記以外の宅地	824	28,736	113	12,992	218	36,808	4,538	3,711,893
農地	1,319	57,032	321	36,415	364	59,623	1,140	549,524
山林	796	23,932	56	6,467	104	17,014	221	109,870
その他	343	7,535	4	449	11	1,701	32	17,156
計	<b>3,282</b>	<b>117,235</b>	<b>495</b>	<b>56,425</b>	<b>706</b>	<b>116,672</b>	<b>8,001</b>	<b>6,404,808</b>

区 分	150万円を超え 200万円以下のもの		200万円を超え 500万円以下のもの		500万円を超え 1,000万円以下のもの		1,000万円を超え 2,000万円以下のもの	
	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格	件数	取得価格
住宅用宅地	1,231	2,148,403	4,277	13,402,247	1,011	6,364,154	124	1,640,839
上記以外の宅地	1,290	2,241,790	4,052	13,090,394	1,781	12,078,974	674	9,322,512
農地	29	50,450	27	71,039	-	-	-	-
山林	7	12,005	12	40,925	-	-	-	-
その他	4	7,035	4	12,458	3	16,585	-	-
計	<b>2,561</b>	<b>4,459,683</b>	<b>8,372</b>	<b>26,617,063</b>	<b>2,795</b>	<b>18,459,713</b>	<b>798</b>	<b>10,963,351</b>

区 分	2,000万円を超えるもの		合 計	
	件数	取得価格	件数	取得価格
住宅用宅地	25	777,419	8,748	26,351,055
上記以外の宅地	499	27,385,145	13,989	67,909,244
農地	-	-	3,200	824,083
山林	2	274,765	1,198	484,978
その他	-	-	401	62,919
計	<b>526</b>	<b>28,437,329</b>	<b>27,536</b>	<b>95,632,279</b>

(注) 1 取得価格とは、法附則第11条の5第1項の規定を適用した後の額である。

2 この調は、前(3)表の①、②及び③に記載したものをその取得価格段階別に区分したものである。

## ○事務所別内訳

(単位:件, 千円)

区 分	建 築 分		承 継 分				計	
	件 数	調定額	家 屋		土 地		件 数	調定額
	件 数	調定額	件 数	調定額	件 数	調定額	件 数	調定額
大河原	244	191,503	483	50,644	1,174	60,181	1,901	302,328
仙台南	1,333	488,429	1,135	281,982	3,064	376,296	5,532	1,146,707
仙台中	551	695,995	1,189	345,699	1,946	471,213	3,686	1,512,907
仙台北	1,082	561,905	2,319	492,460	5,131	774,741	8,532	1,829,106
塩釜	208	79,739	452	68,206	1,441	129,398	2,101	277,343
北 部	323	91,215	563	54,654	1,578	91,638	2,464	237,507
栗 原	116	41,115	155	20,955	659	28,286	930	90,356
東 部	526	178,325	423	65,767	1,742	116,174	2,691	360,266
登 米	141	38,790	129	16,204	576	20,106	846	75,100
気仙沼	146	28,812	140	16,920	397	26,564	683	72,296
計	<b>4,670</b>	<b>2,395,828</b>	<b>6,988</b>	<b>1,413,491</b>	<b>17,708</b>	<b>2,094,597</b>	<b>29,366</b>	<b>5,903,916</b>

## (5) 課税標準の特例の適用状況

(単位:件,千円)

区分		法第73条の14第1項(第2項を含み、法附則第11条第8項及び第11項に該当するものを除く)に該当するもの(1,200万円控除特例)		法第73条の14第3項に該当するもの(耐震基準適合既存住宅控除特例)		法第73条の14第5項に該当するもの(公営住宅等控除特例)		法第73条の14第6項に該当するもの(取用控除特例)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	13,338	104,902,954			-	-	31	210,787
	承継分	-	-	2,971	16,126,115	5	22,263	-	-
	小計	13,338	104,902,954	2,971	16,126,115	5	22,263	31	210,787
土地								13	39,730
計		13,338	104,902,954	2,971	16,126,115	5	22,263	44	250,517

区分		法第73条の14第7項に該当するもの(市街地再開発事業)		法第73条の14第9項第2号に該当するもの(農振地域(整備計画))		法附則第11条第1項に該当するもの(農用地利用集積計画)		法附則第11条第3項に該当するもの(特定目的会社)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	1	25,969					9	12,159
	承継分	-	-					4	43,800
	小計	1	25,969					13	55,959
土地		1	7,307	1	106	804	104,249	4	369,254
計		2	33,276	1	106	804	104,249	17	425,213

区分		法附則第11条第5項に該当するもの(投資法人)		法附則第11条第8項に該当するもの(認定長期優良住宅)		法附則第11条第10項に該当するもの(農林漁業経営近代化・合理化)		法附則第11条第11項に該当するもの(サービス付き高齢者向け賃貸住宅)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分	-	-	1,893	21,304,487	1	3,232	21	427,895
	承継分	1	14,265	2	16,056	-	-		
	小計	1	14,265	1,895	21,320,543	1	3,232	21	427,895
土地		1	3,755						
計		2	18,020	1,895	21,320,543	1	3,232	21	427,895

区分		法附則第11条の5第1項に該当するもの(宅地評価土地)		法附則第51条第1項に該当するもの(東日本大震災による代替家屋)		法附則第51条第2項に該当するもの(東日本大震災による代替家屋の敷地)		法附則第51条第4項に該当するもの(東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋)	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分			195	2,669,806			1	15,493
	承継分			12	54,815			-	-
	小計			207	2,724,621			1	15,493
土地		22,737	94,095,060			43	239,828		
計		22,737	94,095,060	207	2,724,621	43	239,828	1	15,493

区分		法附則第51条第5項に該当するもの(東日本大震災に伴う原子力発電所の事故による代替家屋の敷地)		廃止後もなおその効力を有する課税標準の特例の規定に該当するもの		その他課税標準の特例の規定に該当するもの		合計	
		件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額	件数	控除額
家屋	建築分			-	-	1	1,894	15,491	129,574,676
	承継分			-	-	-	-	2,995	16,277,314
	小計			-	-	1	1,894	18,486	145,851,990
土地		-	-	-	-	-	-	23,604	94,859,289
計		-	-	-	-	1	1,894	42,090	240,711,279